

江戸時代の離縁状を読む(2) 解答

史料「離縁状之事」 〔林家文書No.三〇三八〕

【釈文】

離縁状之事

一 其許事、我等女房ニ貫請候処、不相応ニ付、
此度双方納得之上、及離縁候、然ル上ハ、何レ江
縁付候とも、少も差構無之候、為念一札
如件

天保九年

佐太郎⑩

戊閏四月

お藤殿

【読み下し文】

離縁状之事

一 其許事、我等女房に貫ひ請け候処、不相応に付き、
此の度双方納得の上、離縁に及び候、然る上は、何れえ
縁付き候とも、少しも差し構ひ之無く候、念の为一札、
件のごとし、

天保九年

佐太郎⑩

戊閏四月

お藤殿

【大意】

離縁状の事

一つ、あなた(お藤)の事は、我等(佐太郎一家)女房に貫い受けましたところ、不相応のため、今回両家納得のうえ、離縁に及びました。そうしましたからには、(あなたが)どちらへ縁付きましても、(こちらには)少しも差し支えないことです。念のため一札差し遣わすところは、書いてきたとおりです。

天保九年

佐太郎⑩

戊閏四月

お藤殿